

第15章 消 防

[消 防]

都市化の進展により、複雑多様化する災害から市民の生命と財産を保護するため、消防車両等・消防用無線機の更新、消火栓等消防水利施設および消防施設の整備充実強化と、地震等の大規模災害を念頭に緊急消防援助隊体制の整備を図る。また高齢化社会が進み、救急需要の増加に対応するため、救急車の計画的更新と救急救命士の養成を行うとともに応急手当の普及啓発および医療機関との連携強化に努め、救急業務の高度化推進を図る。

消防団の強化および活性化のため、器具置場の改築およびホース乾燥塔の新設を行うとともに、団員の被服貸与等福利厚生を図る。

(予算額 4,329,337千円)

1. 現有消防力 (平成27年4月1日現在)

(1) 常備

ア 消防本部組織および消防水利

1 本部・4署・3分署・7出張所 定数 400人 現員 397人

所 属 別	所管分署・出張所	現員数(人)	消 火 栓	防 火 水 槽
消防本部		59		
秋田消防署	3 (うち分署1)	103	公 設 1,105 私 設 211	公 設 135 私 設 15
土崎消防署	4	91	公 設 881 私 設 292	公 設 134 私 設 27
城東消防署	1	64	公 設 737 私 設 15	公 設 88 私 設 19
秋田南消防署	2 (うち分署2)	80	公 設 1107 私 設 15	公 設 228 私 設 34
合 計	10 (うち分署3)	397	公 設 3,830 私 設 533	公 設 585 私 設 95

イ 常備現有車両

水槽付ポンプ車	9台	水難救助車	1台	支援車	2台
消防ポンプ車	9台	指令車	1台	救急指揮支援車	1台
はしご車	2台	広報車	5台	救急普及啓発広報車	1台
屈折はしご車	1台	消防パトロール車	4台		
化学車	4台	原調車	5台		
大型化学車	1台	指揮車	4台		
泡原液搬送車	1台	作業車	1台		
救助工作車	5台	乗用車	1台		
照明電源車	1台	人員輸送車	1台		
救急車	11台	資機材搬送車	1台		

(2) 非常備

ア 消防団組織および団員数 (平成27年4月1日現在)

1 団本部・5方面隊・32分団・84部・174班

定員 2,100人 実員 1,915人

イ	非常備現有車両等	
	消防ポンプ車	10台
	多機能型救助資機材搭載車	2台
	小型動力ポンプ付積載車	97台
	小型動力ポンプ	65台

2. 消防団員の報酬および費用弁償額

(1) 消防団報酬（年額）

団 長	112,300円	部 長	31,800円	団 員	基本団員	20,400円
副 団 長	81,900円	班 長	25,800円		機能別団員	6,800円（1号団員）
分 団 長	50,500円				機能別団員	3,400円（2号団員）
副分団長	39,500円					

(2) 費用弁償額 1回につき3,000円

3. 平成26年中の火災・救急・救助統計

(1) 火災

ア	火災発生件数	76件（死者 9人、負傷者 22人）
イ	火災損害額	112,712千円
ウ	焼損面積	建物 2,491㎡、林野 300 a

(2) 救急

ア	救急車出動件数	11,644件
イ	搬送人員	10,911人

(3) 救急救命士活動状況・実績

ア	搬送心肺停止（C P A）傷病者数	360人
イ	1ヵ月生存者数	38人（国指標による1ヵ月生存率 10.56%）
ウ	救急救命士数	55人（平成27年4月1日現在）

(4) 救助

ア	救助出動件数	127件
イ	救助活動件数	114件
ウ	救助人員	82人

4. 緊急消防援助隊

阪神淡路大震災後、総務省消防庁は国内で地震等の大規模災害が発生した場合、全国の消防機関が相互に応援可能な体制を構築するため、都道府県単位で出動部隊を消防庁に登録し、平成7年10月に「緊急消防援助隊要綱」を制定した。その後、平成15年6月に消防組織法が大幅に改正され、緊急消防援助隊は、同法に基づく活動隊として位置付けられ、平成16年4月1日に新たな制度のもとでの緊急消防援助隊として発足している。

秋田市では、平成9年以降車両および資機材を導入して、指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、特殊災害部隊に登録し、秋田県代表消防機関として県内消防本部の中核を担い、広域応援体制の整備を図っている。

緊急消防援助隊の応援活動としては、平成15年9月に発生した「出光興産北海道製油所タンク火災」を初めとして、平成20年6月に発生した「平成20年岩手宮城内陸地震」、同年7月に発生した「岩手沿岸北部地震」への出動に続き、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、発災当日から4月28日まで、岩手県および宮城県に41日間、延べ296隊961人の職員を派遣している。

5. 国際消防救助隊

昭和61年、総務省消防庁は、海外で大規模災害が発生した場合に備え、国際的な緊急援助体制の整備を進め、全国の消防機関の消防・救助隊員で編成された国際消防救助隊（インターナショナル・レスキュー・チーム／IRT）を発足させた。

平成12年、消防庁では国際消防救助隊登録本部および登録隊員を拡充することとし、秋田市では、高度救助隊員6人を国際消防救助隊員として消防庁に登録している。

平成27年4月25日に発生したネパール地震災害に総務省消防庁からの派遣要請を受け、職員1名を14日間派遣し首都カト・マンズにおいて捜索活動しています。

6. 高度救助隊

平成7年3月に発生した地下鉄サリン事件や、平成13年9月に発生したニューヨーク同時多発テロ事件以降、国内外でテロに対する脅威と社会的関心が高まるとともに、消防機関が行う救助活動の対象は、火災や交通事故、自然災害はもとより、鉄道・航空機等の重大事故、放射性物質や有害化学物質、生物剤の散布・漏洩事故等、特殊化・専門化傾向を強め、これら特殊災害に対応する資機材の開発整備と専門的知識を有する職員の育成が急務となった。

また、平成16年10月に発生した新潟県中越地震や、平成17年4月に発生したJR福知山線脱線事故では、土砂崩落や爆発・可燃性ガスの漏洩等、二次災害発生の危険を伴う重大な活動障害が生じ、救助活動が大きな制約を受けたことから、より高度な技術や資機材を整備する必要性が生じた。

このように、多様化・複雑化の様相を呈する大規模災害や特殊災害に対して、救助体制を強化し、より迅速かつ効果的な救助活動を実現するため、総務省消防庁は、平成18年4月に「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」を改正し、新たな高度救助用資機材を装備した「高度救助隊」を各中核市の消防本部に設置することとした。

秋田市では、安心・安全なまちづくりに資するため、平成19年4月1日に高度救助隊を設置し、救助技術および資機材の高度化を推進するとともに、職員の能力開発を行い、災害対応能力の向上を図っている。

7. 消防総合通信指令システム

火災をはじめ救急、救助や地震等の災害から市民の生命、身体、財産を守るため、「より早く・より正確に・より安全に」を主眼とした消防指令業務の効率的運用を図ることを目的とする。

運用開始 平成13年3月22日、平成18年4月1日から旧河辺町および旧雄和町地域を含め運用

主な装置 指令台3台（自動出動指定装置・地図等検索装置搭載）

指揮台1台（自動出動指定装置・地図等検索装置搭載）

無線統制台1台

統合型位置情報通知システム

音声合成装置・各種表示盤・災害状況等案内装置・順次指令装置・気象情報収集装置
・長時間録音装置・映像情報収集装置・指令表示装置・車両動態管理装置・発動発電装置・放送装置・消防情報ネットワーク（OA）・非常用専用電源装置・戸島無線中継施設

8. 災害監視システム

秋田市では、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、地震等による大規模災害が発生した場合の情報収集伝達体制の充実、強化を図る目的で、高所監視カメラと衛星地球局で構成される災害監視システムを導入し、平成8年5月14日から運用を開始している。

(1) 構成

衛星地球局	1局	消防本部庁舎屋上
高所監視カメラ	3台	ポートタワーセリオン アトリオンビル 秋田市上下水道局豊岩浄水場屋上

(2) 運用

消防本部指令室から多重無線を使用した遠隔操作により、火災等の災害状況を確認し、指揮・応援体制の確立を図るため活用している。

大規模な災害発生時には、この映像を衛星地球局から通信衛星「スーパーバードB2」を経由し、首相官邸、総務省消防庁および衛星ネットワークに加入している都市へ送信でき、また衛星回線による電話もできる。

9. 津波警報サイレン

秋田市では、昭和58年5月26日に発生した日本海中部地震で津波により多くの犠牲者を出したことを踏まえ、いち早く津波の来襲を伝達し同種の惨事を防止するため、津波警報用サイレンを昭和59年6月25日沿岸部3か所に設置、平成8年3月22日秋田マリーナ構内に増設、併せて津波警報啓蒙看板を10か所に設置し秋田市沿岸部の津波による災害に備えている。

また、平成23年3月11日の東日本大震災により発生した大津波の被害が広範囲におよんだことを踏まえ、既存のサイレン4か所を改修するとともに、平成24年10月30日に津波警報サイレンを3か所に新設し、秋田市沿岸部の可聴範囲を拡大する整備を実施した。

津波警報サイレン設置場所

- | | |
|---------------|---------------|
| ・飯島字堀川118 | 秋田マリーナ構内 |
| ・向浜一丁目13-1 | 秋田市汚泥再生処理センター |
| ・新屋栗田町地先 | 雄物川左岸 |
| ・下浜長浜字荒郷屋61 | 下浜長浜公民館敷地内 |
| ・土崎港相染町字大浜9-1 | 大浜地内 |
| ・新屋字天秤野148 | 秋田防災ステーション敷地内 |
| ・浜田字境川50-1 | 境川街区公園敷地内 |

10. カメラ付携帯電話画像伝送システム

迅速・確実な情報収集および指揮体制、応援体制の強化を図ることを目的に導入し、平成15年4月1日に運用開始している。

このシステムは、各消防署および指令課に配置されたカメラ付携帯電話機と指令室に設置したテレビ電話機を接続することで、災害現場の映像をリアルタイムで指令室に伝送するものである。

11. 119番ファックス

耳や言葉の不自由なかが119番回線を利用して緊急通報ができるとともに、心肺蘇生法や異物除去方法などの図解を指令課から患者宅へ送信して、救急車が到着するまでの措置を指導する。



